

営農技術向上対策費補助金交付要綱

平成15年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、近代的農業経営を確立する上で日々進歩する農業技術を修得し、農産物の質の向上を図り消費者のニーズに応える生産活動をするために 山口県農業協同組合防府とくち統括本部(以下「農協」とする。)に所属する各部会等の営農技術向上対策費に交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象については、次に掲げるものとする。

- (1) 栽培技術向上対策に係る経費
- (2) 品質向上対策に係る経費
- (3) 新技術導入に係る経費
- (4) 消費者ニーズに応える生産活動を行うために必要な経費
- (5) その他営農技術向上に資すると認められる経費

2 前項の経費のうち、充当費目は講師への旅費・謝礼に係るもの、先進地視察(宿泊費・飲食代等は除く)に係るもの、資料代、会場借上料及びその他必要(部会の運営費等は除く)と市長が認めたものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

(補助金の交付申請)

第4条 各部会は、補助金の交付を受けようとするときは、農協を申請者として補助金交付申請書(別記様式第1号)に当該年度実施計画書(別記様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を農協に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第6条 農協は、前条第1項の通知を受けたときは、補助金の請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された請求書を受理したときは、30日以内に補助金を農協に支払うものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 農協は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日、又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い時期までに、当該年度の各部会の補助金実績報告書(別記様式第3号)に事業実績報告書(別記様式第4号)を添えて市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第8条 農協は、事業の施行状況および当該補助に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、交付決定のあった年度の翌年度から5か年間保存しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第9条 市長は、農協が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不相当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、農協に対し期間を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い防府とくち農業協同組合営農活動費補助金交付要綱（平成13年4月2日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い防府とくち農業協同組合部会営農活動費補助金交付要綱（平成14年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式第1号

年度営農技術向上対策費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

山口県農業協同組合
防府とくぢ統括本部
統括本部長名

営農技術向上対策事業を下記のとおり実施したいので、補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金 円の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的

近代的農業経営を確立する上で日々進歩する農業技術を修得し、農産物の質の向上を図り消費者のニーズに応える生産活動の確立を目指す。

2 事業計画

別添事業計画のとおり（様式第2号）

3 補助事業の経費の配分及び負担区分

(単位：円)

事業名	総事業費	負担区分		
		市	農協	その他
営農技術向上対策費				

4 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市費補助金					
農協費					
合計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
営農技術向上対策費					
合計					

5 事業完了予定年月日

年 月 日

別記様式第2号

年度営農技術向上対策事業実施計画書

1 組合員の状況（組合員数）

（単位：人）

正 組 合 員	準 組 合 員	合 計

2 営農指導員設置状況

所 属	職 員 名	備 考

※ 必要に応じて記入欄を追加すること

3 営農指導重点項目

4 各部会活動状況

部 会 名 等	部会員数	主な活動内容	備 考

※ 必要に応じて記入欄を追加すること

5 営農技術向上対策事業計画

部会名等	部会員数 (人)	事業目的	事業内容	事業費見込 額(円)	備 考
合 計					

※ 必要に応じて記入欄を追加のこと

※ 事業の目的欄は、栽培技術向上対策、品質向上対策等を記入

※ 事業の内容欄は、研修会、先進地視察等を具体的に記入

別記様式第3号

年度営農技術向上対策費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

山口県農業協同組合
防府とくぢ統括本部
統括本部長名

年 月 日付け指令防農振第 号の交付決定に基づき、下記のとおり事業を実施しましたので、補助金要綱第7条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1 補助事業の目的

近代的農業経営を確立する上で日々進歩する農業技術を修得し、農産物の質の向上を図り消費者のニーズに応える生産活動の確立を目指す。

2 事業実績

別添事業実績のとおり (様式第4号)

3 補助事業の経費の配分及び負担区分

(単位:円)

事業名	総事業費	負担区分		
		市	農協	その他
営農技術向上対策費				

4 収支精算

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市費補助金					
農協費					
合計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
営農技術向上対策費					
合計					

5 事業完了年月日

年 月 日

別記様式第4号

年度営農技術向上対策事業実績報告書

1 組合員の状況（組合員数）

（単位：人）

正組合員	準組合員	合計

2 営農指導員設置状況

所属	職員名	備考

※ 必要に応じて記入欄を追加すること

3 営農指導重点項目

4 各部会活動状況

部会名等	部会員数	主な活動内容	備考

※ 必要に応じて記入欄を追加すること

5 営農技術向上対策事業実績

部会名等	部会員数 (人)	事業目的	事業内容	事業費精 算額 (円)	事業費内 訳 (円)	備 考
合 計						

※ 必要に応じて記入欄を追加のこと

※ 事業の目的欄は、栽培技術向上対策、品質向上対策等を記入

※ 事業の内容欄は、研修会、先進地視察等を具体的に記入

※ 事業費内訳欄は、事業内容を遂行するために具体的に支出した講師謝礼、先進地視察旅費等を（ ）し金額の後に記入

6 その他添付書類

写真、研修会資料、先進地視察記録等添付のこと